

平成 29 年度第 4 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

(とき) 平成 29 年 3 月 20 日 (水) 13:30 ~ 16:00

(ところ) 滋賀県庁 北新館 3 階 中会議室

【開会】

健康医療福祉部次長あいさつ

【議題 (1) 滋賀県障害者プラン【改定版】(案) について】

資料 1-1、1-2、参考資料 1 について事務局より説明

(委員)

- ・就労支援について、重度や軽度といった分け方による記載がされているように思われるが、障害種別により支援の内容も異なる。障害種別ごとの記載はあるか。

(事務局)

- ・53 頁に「発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援」とあり、一定障害種別による記載をしているところ。

(委員)

- ・視覚障害や聴覚障害等についての記載も次回以降検討いただきたい。

(委員)

- ・36 頁、「強度行動障害への専門的・重層的な支援体制の構築に向けた検討」について、何か決まっていることがあれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・当該プランでは、福祉施設入所者のうち地域生活に移行する者の人数と、県内での生活を実現する者の人数を目標として定めているところであるが、入所施設には強度行動障害の方も多数いることから、当該目標を達成する上では、強度行動障害の方の地域での支援体制がポイントになると考えている。そこで、強度行動障害の方の支援体制について検討する場を設け、当該目標を推進していきたいと考えている。

(委員)

- ・43 頁、「イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進」について。滋賀県では、心のバリアフリーや社会モデルなどをどのように展開していくつもりか。具体的方法など検討されていることを教えていただきたい。

(事務局)

- ・共生社会づくりを目指すための条例を検討する場において、社会モデルを条例に定義し、研修等により周知していけないかということが議論されているところであるが、その具体的な方法等については、今後条例の検討を進めていく中で明確になっていくと考えている。

(委員)

- ・条例の中で具体的にどのように反映していくのか、実際に役割を果たす機関はあるのか。

(事務局)

- ・障害者差別解消法に基づき障害者差別解消支援地域協議会を設置しているところであるが、当協議会に、条例によるあっせん機能を追加するという想定をしていることから、社会モデルの研修については、当協議会において進めていくことになるのではないかと考えている。

(委員)

- ・計画は目標数値等が先行し中身が伴っていないことがある。当事者の方にどれだけ実感のあるものであったのか、しっかりと進捗管理していただきたい。

(事務局)

- ・本プランの進捗管理については、79頁にあるとおり、本協議会において評価をしていただき、ご意見をいただくことにより、PDCAサイクルを繰り返していきたいと考えている。また、各障害者団体の皆様からご意見・ご要望を頂戴する機会があるので、そうした場も通じ、本プランの進捗状況を伝えていきたいと考えている。

【議題（2）滋賀県立近江学園整備基本計画（案）について】

資料 2-1、2-2 について事務局より説明

(委員)

- ・親亡き後などを考えると、近江学園等を卒園後、如何にして地域の生活につなげていくのかということが重要であると思われるが、進路等についてどのようにお考えか。

(事務局)

- ・卒園後も見据え、窯業や木工といった作業や自活生活訓練における自立に向けた支援など、障害の程度や特性に応じ、社会性等が身につくよう支援させていただいているところ。

(委員)

- ・施設整備により全室個室にすることなどについて、施設整備は大事なことであると思うが、卒園後の受け止める地域や各市町には近江学園ほど余裕があるわけではない。施設整備を待たずにできる支援は、早急に取り組んでいただきたい。
- ・卒園の時期や本人像が分かっているのであれば、地域の事業所等に早めに情報提供していただきたい

い。また、細かいことを申し上げると、圏域のサービス調整会議で、県外への施設見学の際に、近江学園の職員や養護学校の教員が同行していない旨を伺っているが、県立施設としてしっかりと対応いただきたい。

(事務局)

- ・40億円を超える税金を投入するという事で、それに見合う機能を発揮していくことが求められることになる。計画の実行に向け、県民の皆様のご理解をいただけるようにしていきたい。施設整備を待たずして取り組んでいくことについては、より良い支援に向け準備を行い、理解を得られるよう、近江学園とともにしっかりと対応していきたいと考えている。

(委員)

- ・新施設を整備する際には、現在の利用者の移動は必要となるのか。

(事務局)

- ・新施設建設エリアは、現状の建物があるエリアとは別であることから移動等は必要なく、現状の生活を維持できる。

【議題（3）障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の検討状況について】

資料3について事務局より説明

(委員)

- ・5頁、「4. 議論の方向性」－「③相談・解決の仕組みについて」の地域相談員、地域支援員、専門相談員、これらの関係性や役割等を教えていただきたい。

(事務局)

- ・専門相談員は福祉圏域ごとに1名、地域相談員は各圏域の実情に応じて配置、また、具体的には身体・知的・精神の相談員のような方を想定している。地域相談員と専門相談員の二層構造をイメージしているが、具体的には今後の議論で決まっていくことと考えている。

(委員)

- ・5頁、「4. 議論の方向性」－「④生きづらさについて」に、ひきこもりや認知症については、障害者差別解消法に定める「障害者」の定義に解釈上含まれており、条例の対象にもなる旨記載されているが、難病の方も生きづらさを抱えていることが多いので、是非難病も条例で触れていただきたい。

(事務局)

- ・具体的な記載はないが、国は障害者の定義に難病患者も含むことを通知等で示していることから、

難病患者も対象に含まれることを条例に示すことについて、現在議論がなされているところである。なお、その際、「難病患者」では法に定める指定難病のみに限られてしまうことから、「難治性疾患」という記載の方が良いのではないかなどの意見が出ている。

(委員)

- ・4頁、県政モニターについて。モニターは何人いるのか。また、年齢などの情報もあれば教えていただきたい。

(事務局)

- ・県政モニターアンケートは公募制になっており、毎年モニターを募っている。今年度は399人が登録されており、男女比は6:4、年齢層は40代以上が約8割となっている。
なお、9月に実施した障害者差別や条例検討に関するアンケートでは、合理的配慮を知らない方が約7割となっている。モニターは県政に関心のある方が多いが、そうした方でも7割の方が知らないという結果になっており、更なる周知・啓発が必要だと受け止めている。

(委員)

- ・モニターは399人が上限か。申し込みが多ければ399人以上がモニターになることは可能か。

(事務局)

- ・可能である。

【議題(3)平成30年度 障害福祉課当初予算案概要について】

資料4について事務局より説明

(委員)

- ・6頁、「障害者アクセシビリティ普及促進事業」について。当該事業は継続事業か、または単年度事業か教えていただきたい。
- ・盲ろう者の実態調査についての予算が計上されていないように思えるが、調査に関する予算について教えていただきたい。

(事務局)

- ・事業会計が単年度ごとの予算となっていることから確約はできないが、31年度以降についても予算要求はしていきたいと考えている。
- ・盲ろう者の調査については、団体が民間助成を活用して主体的にやりたいという意向があったので、県としては調査票の作成や、市町への協力依頼等について協力させていただくことになっている。予算としては、6頁「社会参加促進事業費」の中に、盲ろう者社会参加促進事業があり、事業自体は毎年度実施している事業にはなるが、調査の実施にあたり、市町へ巡回する際の通訳にかかる経費など、必要に応じて対応できるよう、来年度は約70万円増額しているところ。

いずれにせよ、団体が円滑に調査できるよう、県としては側面的な援助をさせていただく予定。

(委員)

- ・資料にある「繰」や「国」は何を示しているのか教えていただきたい。
- ・6 頁、発達障害に関する予算が記載されているが、教育委員会等の予算はこれとは別に計上されているのか、それとも教育委員会の予算もここに記載されているのか教えていただきたい。

(事務局)

- ・「国」は国庫補助金、「繰」は、財源として基金を積み上げていることがあるが、その基金から一般会計に繰り入れるという意味での「繰入金」を表している。また、「諸」は項目ごとの諸収入、「○」は県税や国の交付税等による一般財源、「使」は使用料、「起」は県債、起債を表している。
- ・当該資料は、平成 30 年度における障害福祉課の当初予算概要資料であり、教育委員会の予算は当該資料とは別である。

(委員)

- ・12 頁、障害者就労移行強化モデル事業について。この事業は、就労継続支援 B 型事業所から就労移行支援事業所に移行した場合に補助が出るという仕組みみたいであるが、ここにある 10 万円は年間という理解でよいか。また、就労移行支援事業所に移行した利用者が 2～3 年以内に企業に就労できたかどうかを検証するのであれば、事業自体を 3 年は継続させないといけないと思うが、そのように理解してよいか。
- ・10 頁、精神科急性期治療病棟整備事業であるが、少しわかりにくいので補足説明を願いたい。

(事務局)

- ・就労のあり方検討会等において、利用者が就労移行支援事業所等に移行した場合、事業所としての収入が減るという課題を聞いている。この事業は、そうした状況を解消し、就労継続支援 B 型支援事業所から就労移行支援事業所への流れをつくることを目的としている。具体的には、移行元の B 型支援事業所、当該利用者を受け入れた移行支援事業所の両者に、加算という形で 1 人 1 回あたり 10 万円を補助することとしているが、B 型支援事業所から移行支援事業所への移行の流れをつくることを目的としていることから、その後については現段階では決まっていないのが現状である。なお、予算としては単年度ごとにはなるが、報酬改定に向け国に提案していくための事例収集を考えていることから、事業期間の見通しとしては 3 年を考えている。
- ・当該事業は、利用者一人当たりの面積や定員の増加、就労支援に特化したプログラムの充実等により、病状の悪化を防ぐとともに、地域での生活を促進していく予定である。